

金融庁、サステナビリティ開示基準適用開始に向けた環境整備、人的資本開示の拡充等のための改正開示府令等を公布・施行

2026年2月20日、金融庁は、サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備、人的資本に関する開示の拡充等のための改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を公表しました。

SSBJ基準

人的資本

総会前開示



News

- 東京証券取引所プライム市場に上場する会社のうち、平均時価総額が1兆円以上の会社に、有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連記載事項について、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に従った記載を義務付ける。
- 有価証券報告書に、「人材戦略に関する基本方針等」として、新たに経営戦略等に関連付けた具体的な人材戦略、および従業員給与（賞与を含む）の額や内容の決定に関する方針の具体的な記載を義務付ける。
- 有価証券報告書を株主総会前に提出する場合、自己株式の取得および剰余金の配当に関する事項を除き、定時株主総会またはその直後の取締役会の決議事項になっている事項について、概要等の記載を不要とすることができる。



Background

国際的な状況を踏まえ、わが国においても制度的に信頼性のあるサステナビリティ情報開示の枠組みを整備すべきとの議論がある一方、全上場企業への一律義務化は実務負荷が大きいことから、まずは市場影響の大きい企業から段階的にSSBJ基準が適用されることになりました。また、人的資本について、サステナビリティ情報の一部としてだけでなく、企業価値創造の中核要素として投資家に説明されるべきであり、企業戦略と結び付いた人材戦略や賃金決定方針等を制度開示事項として明確化する必要性や、会社の開示負担を軽減して株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、今回の改正が実施されています。



Insight

SSBJ基準については、平均時価総額が3兆円以上である会社は2027年3月31日以後に終了する事業年度より、平均時価総額が1兆円以上である会社は、2028年3月31日以後に終了する事業年度より適用されます。このため、要件に該当する会社においては、適用開始時期を見据えた、SSBJ基準に準拠した開示の準備を進める必要があります。また、人的資本開示に関する開示拡充および有価証券報告書の総会前開示に関する改正は、2026年3月31日以後に終了する事業年度より適用されますので、3月決算会社においては、本改正内容を踏まえた開示の準備を進めることが求められます。

1. SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備

(1) 改正の背景

2025年7月に公表された「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）中間論点整理」では、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の適用を義務付ける方針が示されました。当該方針を受けて、必要な制度整備を行うため、今般、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正（以下「改正開示府令」という）が公表されました。

(2) 改正の概要

金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場する会社（①）のうち、平均時価総額（②）が1兆円以上の会社について、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準（③）（以下「一般に公正妥当なサステナビリティ開示基準」という）に従って、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項を記載することが義務付けられます（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という）第19条の9第1項）。なお、平均時価総額が1兆円未満の会社であっても、当該基準を適用することは可能です（開示府令第19条の9第2項）。

また、法令上の経過措置として、一般に公正妥当なサステナビリティ開示基準の適用開始年度およびその翌年度に係る有価証券報告書については、当該基準に従って記載すべきサステナビリティ関連記載事項を記載しないことが可能ですが、この場合、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること（いわゆる二段階開示）が必要となります（開示府令改正附則第2条第2項）。

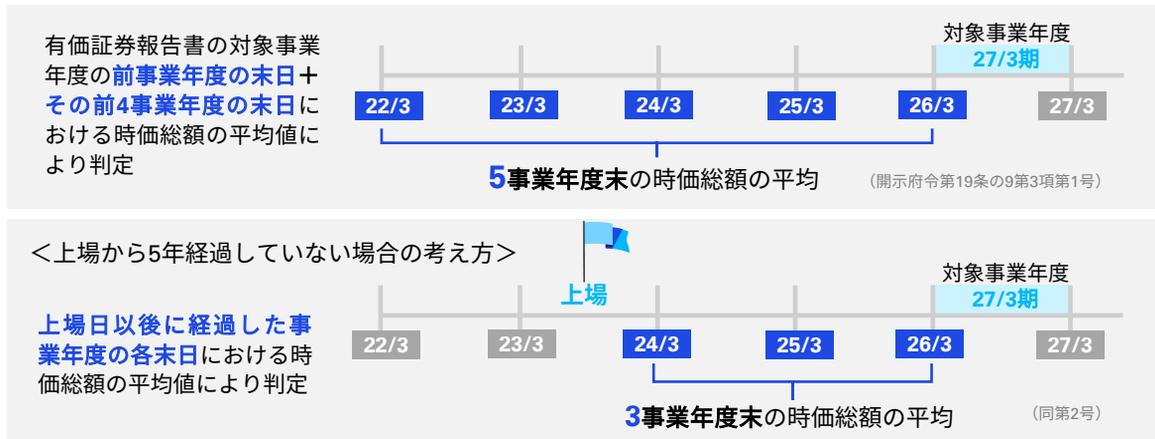
① 金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場する会社

「金融庁長官が指定する取引所金融商品市場」として、株式会社東京証券取引所プライム市場が告示指定されています。

② 平均時価総額

「平均時価総額」については、次頁のように判定します（開示府令第19条の9第3項）。

図表1：平均時価総額の考え方



あずさ監査法人作成

③ 一般に公正妥当なサステナビリティ開示基準

一般に公正妥当なサステナビリティ開示基準として、SSBJが2026年2月20日までに公表したSSBJ基準が告示指定されています。

(3) SSBJ基準の適用に伴い追加される開示項目

SSBJ基準の適用に伴い追加される開示項目として、SSBJ基準上開示が求められる事項のほか、以下の内容に関する記載が求められます。

図表2：SSBJ基準の適用に伴い追加される開示項目

開示項目	関連規定
<ul style="list-style-type: none"> ● SSBJ基準に準拠している旨 ● 開示府令第19条の9第1項（＝強制適用会社）または第2項（＝任意適用会社）のいずれの規定の適用を受けるものかの別 ● 二段階開示の適用を受けている場合には、その旨および最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにSSBJ基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出する旨 ● SSBJ基準に基づく経過措置の適用を受けている場合には、その旨ならびにその根拠となる規定および内容 ● 将来に関する事項を記載する場合、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> (a) 将来に関する事項が含まれる旨および当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものである旨 (b) 将来に関する事項が含まれる記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨およびその要因 (c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実および仮定ならびに推論過程 (d) 情報の入手経路を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関または個人について、その名称または役職名および役割を含む） ● スコープ3温室効果ガス排出に関する定量情報（以下「スコープ3定量情報」という）を記載する場合にあっては、スコープ3定量情報に係る上記(b)から(d)までに掲げる事項 	<p>開示府令第2号様式記載上の注意(1)kおよび(30)、開示府令第3号様式記載上の注意(10)等</p>

あずさ監査法人作成

なお、前事業年度に係る有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合、以下の対応を行うことができます（開示府令第四号の三様式、同様式記載上の注意(9-2)等）。

- 当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異がある場合、半期報告書（第一部【企業情報】第2【事業の状況】4【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】）において、当該数値および当該確定値ならびに当該差異が生じた理由を記載することができる
- 当該項目に記載する事項がない場合、項目名を含め、記載は不要

（4）スコープ3定量情報の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルール¹の整備

有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ3定量情報²について、差異が生じる要因や推論過程等、社内の開示手続等が一般に合理的と考えられる範囲で具体的に記載されている場合には、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること）の責任を負うものではないとする考え方が明示されました。当該説明を記載するにあたっては、例えば、上記（2）で記載した将来に関する事項を記載する場合に記載が求められている事項を記載することが考えられます（企業内容等の開示に関する留意事項について（以下「企業内容等開示ガイドライン」という）5-16-2）。

なお、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要なスコープ3定量情報を、有価証券報告書の提出日現在において認識しながらあえて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する必要があります（企業内容等開示ガイドライン5-16-2）。

2. 人的資本開示に関する制度見直し

(1) 改正の背景

「経済財政運営と改革の基本方針（通称「骨太の方針」）2025」（2025年6月公表）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（2025年6月公表）および「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025」（2025年6月公表）等において、有価証券報告書における人的資本に関する開示の拡充が提言されました。また、金融庁は、2025年8月に開催された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第1回）において、2026年3月期の有価証券報告書から人的資本に関連する開示を拡充する方針を示していました。人的資本については、サステナビリティ情報の一部としてだけでなく、**企業価値創造の中核要素として投資家に説明されるべきとの問題意識が共有され、企業戦略と結び付いた人材戦略、賃金決定方針、平均給与の増減率等を制度開示事項として明確化する必要性が確認されており、これらの提言および方針を受けて、人的資本開示に関する制度見直しのため、今回の改正開示府令が公表されました。**

(2) 改正の概要

① 人材戦略に関する基本方針等の開示（開示府令 第二号様式 記載上の注意（58-2）、第三号様式 記載上の注意（39-2））

改正開示府令では、有価証券報告書に新たに「人材戦略に関する基本方針等」の開示を設け、以下の内容について具体的に開示することが求められます。

- 連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けた、連結会社の人材戦略
- 連結会社の従業員の給与（賞与を含む）その他の給付の額および内容の決定に関する方針（ただし、提出会社に係るものに限ることもできる）※1

なお、上記事項について有価証券報告書の他の個所において記載した場合には、その旨を記載することによって、記載を省略することができるとされています。

② 従業員の状況に関する開示の拡充（開示府令 第二号様式 記載上の注意（58-3）a,b,d、第三号様式 記載上の注意（39-3）a,b,d）

改正開示府令では、提出会社の最近日現在の従業員について、平均年間給与の対前事業年度増減率※2の開示が新たに求められます。

※1：連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む従業員の給与（賞与を含む）その他の給付の額および内容の決定に関する方針について、開示すること求められます。

※2：最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を、当該事業年度における平均年間給与の額で除した割合

③ いわゆる持株会社の場合の取扱い

改正開示府令では、提出会社がいわゆる持株会社（子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社）の場合、前頁①および②について、異なる定めを設けています。

- 連結会社の従業員の給与（賞与を含む）その他の給付の額および内容の決定に関する方針について、提出会社および最大人員会社（外国の会社を除く連結会社のうち、最近事業年度における従業員数が最も多い会社）に係るものに限ることもできる
- 従業員の状況について、最大人員会社についても、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与および平均年間給与の対前事業年度増減率を記載する

図表3： いわゆる持株会社における改正開示府令に沿った従業員の状況に関する開示のイメージ

現行				
会社名	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
提出会社	200	45	20	8,000,000

平均年間給与の「対前事業年度比」を追加

改正開示府令					平均年間給与の対前事業年度増減率 (%)
会社名	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与	
提出会社 (持株会社)	200	45	20	8,000,000	6.2%
子会社A	1,000	40	15	7,000,000	5.5%

↑ いわゆる持株会社の場合、連結会社（外国会社を除く）のうち、最近事業年度における従業員数が最も多い会社（最大人員会社）について、提出会社と同一の内容を開示

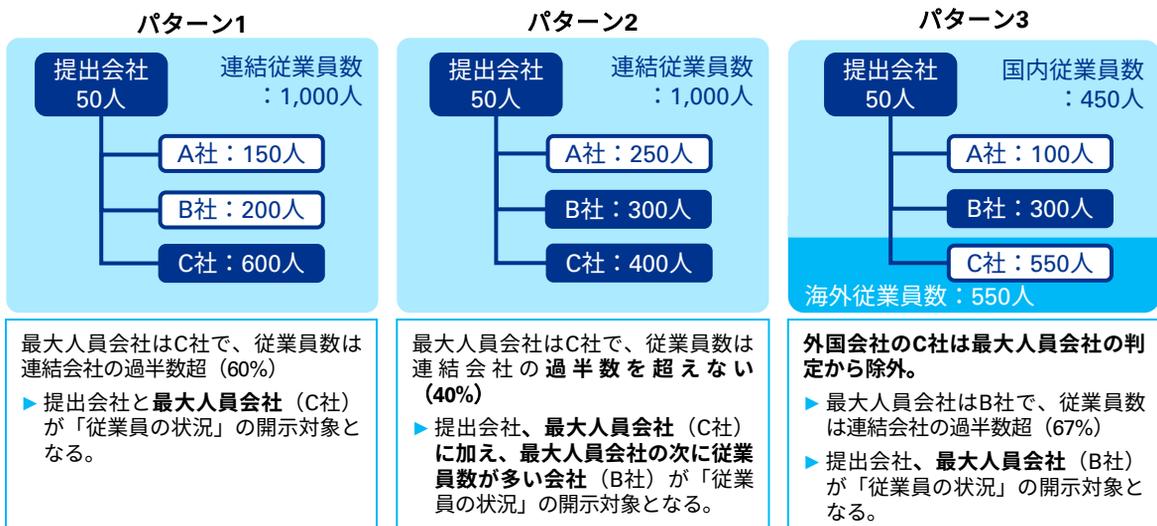
あずさ監査法人作成

また、改正開示府令では、最大人員会社の従業員数が、連結会社の従業員数に占める割合が過半数を超えるか否かによって、上記規程における開示対象が以下のように異なります。

- 最大人員会社の従業員数の連結会社の従業員数に占める割合が過半数を超える場合
⇒開示対象は、提出会社と最大人員会社
- 最大人員会社の従業員数の連結会社の従業員数に占める割合が過半数を超えない場合
⇒開示対象は、提出会社と最大人員会社と最大人員会社の次に従業員数が多い会社

なお、外国会社は最大人員会社の定義には含まれません。このため、最大人員会社の判定をする際に、外国会社の従業員数は除外する必要があります。

図表4：改正開示府令の「最大人員会社」の考え方



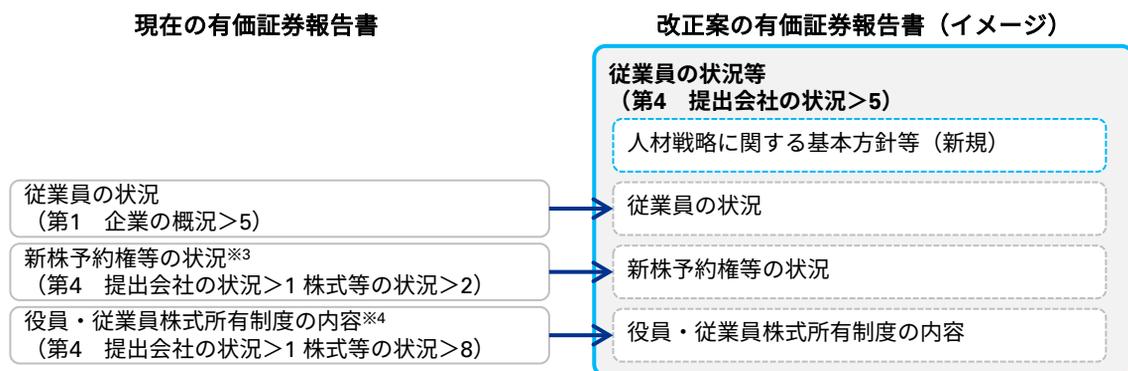
あずさ監査法人作成

④ 人的資本に関する開示箇所の整理 (開示府令 第二号様式 記載上の注意 (58-3)g、第三号様式 記載上の注意 (39-3) g)

改正開示府令では、人的資本に関する開示について、有価証券報告書における開示箇所を整理する提案がされています。具体的には、以下の定めがされています。

- 新たに「第4 提出会社の状況」の次に「5 従業員の状況等」を設け、現在の「従業員の状況」と新たに開示を求める「人材戦略に関する基本方針等」の開示を含める
- 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合における「新株予約権等の状況」の開示、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合における「役員・従業員株式報酬制度の内容」の開示を、「5 従業員の状況等」に含めて開示することができる

図表5：改正開示府令の「従業員の状況等」イメージ



※3 使用人等のみを対象としたストックオプション制度が対象となり、リストラクテッド・ストックは記載集約の対象外

※4 使用人その他の従業員のみを対象とした制度を導入している場合が対象

あずさ監査法人作成

3. 有価証券報告書の総会前開示への対応

今回の改正開示府令では、上記1および2に加え、有価証券報告書の総会前開示への対応に関する改正も併せて行われています。

会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、有価証券報告書を株主総会前に提出する場合、**定時株主総会または取締役会の決議事項のうち有価証券報告書で記載が必要となる事項**については、**自己株式の取得および剰余金の配当に関する事項のみに限定**されます（開示府令第三号様式記載上の注意(1)g）。

また、改正開示府令では、**半期報告書**において、**中間配当基準日現在**における「**大株主の状況**」および「**議決権の状況**」を記載することができることとされています（開示府令第四号の三様式記載上の注意(15)(16)）。

4. 適用時期

改正開示府令の適用時期は、以下のようになります。

- SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備
 - 2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等
 - ただし、2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等
- 人的資本開示に関する制度見直しおよび有価証券報告書の総会前開示への対応
 - 2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public